

「都立特別支援学校活用促進事業」について

東京都では、障害のある方等が身近な地域でスポーツ活動を行えるよう、「都立特別支援学校活用促進事業」を実施しています。「都立特別支援学校活用促進事業」では、障害者スポーツ団体や障害者団体、障害者スポーツの取組を行う地域スポーツ団体等に対して、都立特別支援学校の体育施設を開放し、貸出等を行っています。

本校は、令和7年度から「都立特別支援学校活用促進事業」にてグラウンド・体育館の施設開放を実施しています。

<「都立特別支援学校活用促進事業」による体育施設開放>

(1) 施設開放の対象施設

ア グラウンド (1,914 m²)

イ 体育館 (縦 19.5m × 横 28m : 体育館棟 2 階)

(2) 利用できる種目

ア グラウンド 障害者スポーツ、少年少女サッカー、少年少女野球、陸上競技等

イ 体育館 障害者スポーツ、バレーボール、バスケットボール等



(3) 運営事業者 : 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

[グラウンド・体育館の利用申込受付、貸出時の施設管理業務等は、東京都スポーツ文化事業団が行っています。]

<体育施設の利用手続等に関するお問合せ先>

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 都立学校活用促進担当 受付窓口

電 話 03-6804-5636

F A X 03-5413-6926

Eメール school@tef.or.jp